

郡山市分別収集計画

(第11期)

令和7年8月

郡山市環境部5R推進課・資源循環課

目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	1
5	各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み(法第8条第2項第1号)	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項(法第8条第2項第2号)	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)	3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込み(法第8条第2項第4号)	4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法	5
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)	5
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)	6
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	6

郡山市分別収集計画

令和7年8月1日

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、5R（リフューズ、リデュース、リユース、リペア、リサイクル）を推進し、循環型社会を形成していく必要がある。

そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものとなっており、とりわけ本市唯一の最終処分場である河内埋立処分場については、第4期埋立地の拡張工事が完了したが、ごみの減量による施設の延命化は必要不可欠な状況にある。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の中に含まれる容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

併せて、プラスチック資源循環法に基づき、製品プラスチックの分別収集及びリサイクルを容器包装廃棄物と一体的に推進する。

本計画の取り組みにより、容器包装廃棄物や製品プラスチックのサーキュラーエコノミーを推進することによって、限りある資源の循環、廃棄物の減量、最終処分場の延命化や温室効果ガスが削減され、循環型社会の形成を推進するものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を基本とした地域社会づくり
- (2) 市民・事業者・行政が一体となった取組による環境負荷の低減
- (3) 収集、運搬及び選別処理等に関する経済的かつ効率的な処理体制の確立

3 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。また、プラスチック資源循環法に基づき製品プラスチックを分別収集

の対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
容器包装廃棄物	14,862t	14,771t	14,680t	14,591t	14,505t
製品プラスチック	1,459t	1,450t	1,441t	1,432t	1,424t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

施 策	具体的実施方法
広報誌や SNS 等による啓発活動	本市のごみ処理の現状や、ごみ減量とリサイクルの状況を市の広報誌やウェブサイト、SNSに情報を積極的に掲載し、ごみの分別の仕方について市民周知を図る。
出前講座等による普及啓発活動	町内会や学校などの団体に対してごみ減量やリサイクルの普及啓発、さらには分別収集に対する理解を図るため、出前講座等の充実を図る。
教育啓発活動	児童期からのごみ減量化意識の啓発と本市のごみ処理状況についての理解を図るため、ごみ減量教室を実施するほか、小学4年生を対象に、社会科授業の学習資料として、ごみ減量とリサイクルに関する冊子を作成し配布する。
リフューズ（マイバッグ・マイボトル）の推進	レジ袋の削減、繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバッグ）の持参やペットボトル削減のため水筒の携帯（マイボトル）により、リフューズの推進を図る。
資源回収推進報奨金交付制度	資源物の回収に協力した団体に対して1kgについて5円を報奨金として交付し、集団資源回収の積極的な取組みを促進することにより、資源の有効活用及びごみ減量化を図る。
ごみ分別アプリ等の配信	「郡山市LINE公式アカウント」（ごみ検索アプリ）及びごみ分別辞典サイト「こおりやまごみサク」の導入により、だれでもいつでも簡単に確認できる環境を整備する。
資源物等収集日の配信	「郡山市LINE公式アカウント」及び「福島県環境アプリ」を活用し、資源物等の収集日を配信することで、市民の利便性の向上やさらなる適正分別とごみの減量化を図る。
体感型環境学習施設	富久山クリーンセンター内に体感型環境学習施設を設置し、タッチパネルを使用したゲーム、展示品や動画を通じて

	ごみ減量とリサイクルを学習する。
5 R フェスティバルの実施	ごみ減量とリサイクルに対する市民の意識高揚を図るため、ポイ捨て等防止啓発キャンペーン、ごみ処理施設見学会、ポスター・標語コンクール等を実施する。
事業者に対するごみ減量とリサイクルの推進	事業系ごみの減量とリサイクルを推進するため、事業系ごみ減量啓発用パンフレットを作成する。
ワンウェイプラスチックの削減	プラスチック製のカトラリーなどの使い捨てに対する意識醸成を行い、製品プラスチックの削減を図る。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、本市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
スチール製容器	缶
アルミ製容器	
無色ガラス容器	びん
茶色ガラス容器	
その他のガラス容器	
飲料用紙製容器	紙
段ボール	
その他の紙製容器包装	
ペットボトル	ペットボトル
プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装
製品プラスチック	調査検討

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込み(法第8条第2項第4号)

(単位：トン)

	2026 (令和8) 年度		2027 (令和9) 年度		2028 (令和10) 年度		2029 (令和11) 年度		2030 (令和12) 年度	
主としてスチール製容器	304		302		300		298		296	
主としてアルミ製の容器	472		469		466		463		460	
無色のガラス製容器	(合計)445		(合計)442		(合計)439		(合計)436		(合計)433	
	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量
	445	0	442	0	439	0	436	0	433	0
茶色のガラス製容器	(合計)522		(合計)519		(合計)516		(合計)513		(合計)510	
	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量
	522	0	519	0	516	0	513	0	510	0
その他のガラス製容器	(合計)288		(合計)286		(合計)284		(合計)282		(合計)280	
	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量
	288	0	286	0	284	0	282	0	280	0
主として紙製容器であって飲料を充てるためのもの(原料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	11		11		11		11		11	
主として段ボール製の容器	1,083		1,076		1,069		1,062		1,056	
主として紙製容器包装であって上記以外のもの	(合計)217		(合計)216		(合計)215		(合計)214		(合計)213	
	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量
	0	217	0	216	0	215	0	214	0	213
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てるためのもの	(合計)669		(合計)665		(合計)661		(合計)657		(合計)653	
	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量
	569	100	565	100	561	100	557	100	553	100
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)1,324		(合計)1,316		(合計)1,308		(合計)1,300		(合計)1,292	
	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量
	1,324	0	1,316	0	1,308	0	1,300	0	1,292	0

	(うち 白色ト レイ)	(合計)0		(合計)0		(合計)0		(合計)0		(合計)0	
		(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
製品プラスチック		(合計)0		(合計)0		(合計)0		(合計)0		(合計)323	
(プラスチック資源 循環法に基づく分別 対象物)		(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
		0	0	0	0	0	0	0	0	323	0

製品プラスチックの分別収集・資源化については、現在、可燃ごみとして焼却処理及び熱回収を行っているが、再商品化事業者等の情報収集を行い、財政状況等を踏まえながら、令和12年度までには分別収集・再商品化を実施できるよう実施方法や時期について検討する。

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み = 直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

また、人口変動率については、郡山市人口ビジョンの推計人口を基に設定した。

2026 (令和8) 年度	2027 (令和9) 年度	2028 (令和10) 年度	2029 (令和11) 年度	2030 (令和12) 年度
315,321 人 (対前年度比) 99.39%	313,391 人 (対前年度比) 99.39%	311,473 人 (対前年度比) 99.39%	309,567 人 (対前年度比) 99.39%	307,672 人 (対前年度比) 99.39%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、分別収集する容器包装廃棄物の種類、分別の区分、収集・運搬の主体、選別・保管等の主体は以下に示すとおり。

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管段階
スチール製容器	缶	○委託業者による 行政回収	委託業者
アルミ製容器		○地域住民による 集団資源回収	
無色ガラス容器	びん	○委託業者による 行政回収	委託業者
茶色ガラス容器		○地域住民による 集団資源回収	
その他のガラス容器			

飲料用紙製容器	紙	○委託業者による 行政回収 ○地域住民による 集団資源回収	委託業者
段ボール			
その他の紙製容器包装	紙	○委託業者による 行政回収	委託業者
ペットボトル	ペットボトル	○委託業者による 行政回収	委託業者
プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	○委託業者による 行政回収	委託業者
製品プラスチック	調査検討	未定	未定

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

分別収集を実施するに当たっての分別収集対象品目ごとの収集、運搬、処理方法については以下に示すとおり。

容器包装 廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器等	収集車	中間処理
スチール製容器	缶	透明又は半透明 の袋	平ボディ車 (※2トン車)	粗大ごみ処理施設 (選別・圧縮 ・保管)
アルミ製容器				
無色ガラス容器	びん			リサイクルプラザ (選別・保管)
茶色ガラス容器				
その他の ガラス容器				
飲料用紙製 容器	紙	ひもで束ねる	ストックヤード 屋内 (保管)	
段ボール				
その他の 紙製容器包装				
ペットボトル	ペットボトル	透明又は半透明 の袋	リサイクルプラザ (選別・圧縮 ・保管)	
プラスチック製 容器包装	プラスチック製 容器包装			
製品プラスチック	調査検討	未定	未定	未定

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- (1) 容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に推進していくため、郡山市廃棄物減量等

推進審議会の意見等を踏まえ、プラスチック資源循環法に基づく製品プラスチックの適正な収集及び処理方法の調査検討をおこなう。

- (2) 容器包装廃棄物の分別収集を促進し、一般廃棄物の排出抑制や減量化施策と整合性を保つため、他の廃棄物処理施策との連携を強化する。
- (3) 分別収集の重要性と具体的な方法について、市民向け講座、学校教育及び地域イベントを活用し、啓発活動の強化や次世代への意識浸透を図る。